の財産のうち、国民健康保険療養給付支払 て熊本市に引き継ぎます。ただし、富合町 ・協議第5号 財産及び債務の取扱い 富合町の財産及び債務は、合併時にすべ

のとします。 ▼協議第9号 税制等については次のとおり取り扱うも の年度及びその後5年間)とし、その後 ●事業所税 富合地域においては、課税免除(合併 地方税の取扱い

等基金については、別途協議を行います。

より無料で交換を行います。

※事業所税とは、人口30万以上の都市等 は熊本市の例により統合します。 行政サービスと所在する事業所等との 業に要する費用に充てるため、都市の が都市環境の整備及び改善に関する事 受益関係に着目して、事業所等におい

●法人市(町)民税

て事業を行う者に対して課する目的税

後は熊本市の例により統合します。 併の年度及びその後5年間)とし、 • 個人市(町)民税、 熊本市の例により統合します。 税及び固定資産税 富合地域においては、不均一課税 都市計画税、 その 入湯 (合

納付書発送

当初一括発送

提案された項目

置を設けます。 発送については、 ・協議第26号 納税関係事業の取扱い 熊本市の制度に統合します。ただし、

座振替制度、納税組合、納期及び納付書の 合併年度は必要な経過措

●□座振替制度

○熊本市のみの事業であり、合併後は富

業を継続することが承認されました。 合町域を含む全市域を対象として、事 各種大会(開催)補助金

総合型地域スポーツクラブの育成

• 生涯学習推進事業

• 家庭教育推進事業

スポーツ振興基金等

同組合を加えます。 熊本市取扱金融機関に熊本宇城農業協

納期及び納付書発行

ものとします。ただし、納税者の申出に プレート)については、合併後も有効な を行います。 軽自動車標識交付及び廃車 富合町が交付した課税標識(ナンバー 富合町の国保税については、 別途協議

▼両市町の主な財産及び債務の現状

(平成17年度末現在)

		<u> </u>	7%11年皮木奶丘/
	区分	熊本市	富合町
土	地	9,906,099.08m²	270,973.00 m²
建	物	2,254,160.89 m ²	27,610.00 m²
有価証券		550,110千円	_
起債(普通会計)	地方債残高	291,302百万円	4,100百万円
	公債費比率	19.0%	18.8%
	起債制限比率	14.0%	14.1%
	実質公債費比率	15.9%	17.8%
基金合計		16,387,937千円	790,500千円

公債費比率

地方債の元利償還額(公債費)の一般財源に占める割 合をいいます。15%が警戒ライン、20%が危険ライン とされています。

起債制限比率

公債費比率の算定方式から事業費補正により基準財政 需要額に算入された公債費を控除して得られた比率の 過去3ヵ年の平均をいいます。20%を超えると、起債 許可の一部制限があります。

実質公債費比率

起債制限比率の算式に公営企業の公債費への繰出等を 反映した比率の3ヵ年の平均をいいます。18%を超え ると起債の発行について県知事の許可が必要です。

▼両市町の地方税の現状

1-3112-3-2-2-3-170-2-20-170			
熊本市	富合町		
資産割: 1 ㎡ につき600円	なし		
※総延床面積が1,000㎡を超える事業所			
従業者割:従業者給与総 額の0.25%	なし		
※合計従業員が100人を超える事業所			
均等割:制限税率 (6万円~360万円/年)	均等割:標準税率 (5万円~300万円/年)		
※均等割は、資本等の金額及び従業者数の合計に よって算出します。			
法人税割:制限税率 (14.7%)	法人税割:標準税率 (12.3%)		
均等割:標準税率(3,000円/年) 所得割:標準税率			
税率:0.2%	なし		
 ※富合町は宇土都市計画区域であり、市街化区域が ないため、課税対象外となります。			
税額: 1人1日150円 免税点:1,500円 (食事代、マッサージ代 等を含む)	税額: 1人1日150円		
税率:1.4%			
軽自動車税 5/1~5/31	軽自動車税 5/11~5/31		
市民税(個人市民税) 第1期 6/1~6/30 第2期 8/1~8/31 第3期 10/1~10/31 第4期 1/1~1/31 固定資産税 第1期 5/1~5/31 第2期 7/1~7/31 第3期 9/1~9/30 第4期 12/1~1/4	集合税(住民税、固定資産税、国保税) 第1期 6/1~6/30 第2期 7/1~7/31 第3期 8/1~8/31 第4期 9/1~9/30 第5期 10/1~10/31 第6期 11/1~11/30 第7期 12/1~12/25 第8期 1/1~1/31 第9期 2/1~2/末 第10期 3/1~3/31		
	熊本市 資産割:1㎡につき600円 ※総延床面積が1,000㎡を 総延床面積が1,000㎡を 総額の0.25% ※含計従業 100人を超 均等 1100人を超 均等 1100人を超 均等 1100人を超 均等 1100人を超 均等 1100人を超 均等 1100人を超 均等 1100人を超 均等 1100人を超 以出し、以出し、以出し、以出し、以出し、以出し、以出し、以出し、以出、以出し、以当、は 所得割:標準税 税率:0.2% ※ 富いたの円 ・ はは、カンラッサージが、 ・ 報節 1,500円 ・ (等を含む) ・ 税率: ・ (4) 10円の円 ・ (等を含む) ・ 税率: ・ (4) 10円の円 ・ (等を含む) ・ (4) 10/31 市 (4) 10/31 市 (5/31) 市 (6/30) 第 2 期 8/1~8/31 第 3 期 10/1~10/31 第 4 期 1/1~1/31 固定第 1 期 5/1~5/31 第 2 期 7/1~7/31 第 3 期 9/1~9/30		

毎期ごと発送